

第 92 回 定時株主総会 ウェブサイト掲載事項

平成 28 年度 （平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで）

■ 事業報告

「会社の新株予約権に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制」

■ 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書」

「連結注記表」

■ 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

三菱重工業株式会社

法令及び当社定款第 16 条に基づき、当社ウェブサイト
(<http://www.mhi.co.jp/finance/stock/meeting/index.html>)
に掲載することにより、株主の皆様提供しているものとあります。

会 社 の 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の概要等

名称 (発行決議日)	各新株予約権 の目的となる 株式の種類 及び数	各新株予約権 の発行価額	各新株予約権 の行使価額	新株予約権の行使期間	当社役員の新株予約権の 保有状況	
					監査等委員で ない取締役	46 個 (2 名)
第 4 回新株予約権 (平成 18 年 7 月 31 日)	当社普通株式 1,000 株	412,000 円	1,000 円	平成 18 年 8 月 18 日から 平成 48 年 6 月 28 日まで	監査等委員で ない取締役	46 個 (2 名)
第 5 回新株予約権 (平成 19 年 7 月 31 日)	当社普通株式 1,000 株	793,000 円	1,000 円	平成 19 年 8 月 17 日から 平成 49 年 8 月 16 日まで	監査等委員で ない取締役	33 個 (2 名)
第 6 回新株予約権 (平成 20 年 7 月 31 日)	当社普通株式 1,000 株	410,000 円	1,000 円	平成 20 年 8 月 19 日から 平成 50 年 8 月 18 日まで	監査等委員で ない取締役	94 個 (2 名)
第 8 回新株予約権 (平成 21 年 7 月 31 日)	当社普通株式 1,000 株	295,000 円	1,000 円	平成 21 年 8 月 18 日から 平成 51 年 8 月 17 日まで	監査等委員で ない取締役	130 個 (2 名)
第 9 回新株予約権 (平成 22 年 7 月 30 日)	当社普通株式 1,000 株	268,000 円	1,000 円	平成 22 年 8 月 18 日から 平成 52 年 8 月 17 日まで	監査等委員で ない取締役	143 個 (2 名)
第 10 回新株予約権 (平成 23 年 11 月 30 日)	当社普通株式 1,000 株	270,000 円	1,000 円	平成 23 年 12 月 16 日から 平成 53 年 12 月 15 日まで	監査等委員で ない取締役	164 個 (2 名)
					監査等委員で ある取締役	23 個 (1 名)
第 11 回新株予約権 (平成 24 年 7 月 31 日)	当社普通株式 1,000 株	225,000 円	1,000 円	平成 24 年 8 月 17 日から 平成 54 年 8 月 16 日まで	監査等委員で ない取締役	196 個 (2 名)
					監査等委員で ある取締役	52 個 (1 名)
第 12 回新株予約権 (平成 25 年 7 月 31 日)	当社普通株式 1,000 株	435,000 円	1,000 円	平成 25 年 8 月 20 日から 平成 55 年 8 月 19 日まで	監査等委員で ない取締役	136 個 (3 名)
					監査等委員で ある取締役	27 個 (1 名)
第 15 回新株予約権 (平成 26 年 7 月 31 日)	当社普通株式 1,000 株	564,000 円	1,000 円	平成 26 年 8 月 19 日から 平成 56 年 8 月 18 日まで	監査等委員で ない取締役	222 個 (4 名)
					監査等委員で ある取締役	44 個 (1 名)

- (注) 1. 各新株予約権の発行価額は、発行決議日時点の公正価値（ブラック・ショールズ・モデルに基づき算出）相当額であります。
2. 監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、いずれも監査等委員でない取締役又は執行役員在任中に交付したものであります。

以 上

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めております。この決議の内容は、以下のとおりであります。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
2. 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会室のスタッフは同室の専属として監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。
3. 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役等は、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会（又は監査等委員会が選定する監査等委員。以下同じ。）への報告や情報伝達に関しての取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
 - (2) グループ会社の取締役等は、第 12 号に定める運営要領に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
 - (3) 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告するものとする。
4. 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨社規に定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。
5. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員からその他の費用の請求があった場合には会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づき適切に処理する。

6. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が行う、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保するために留意する。

7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
- (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外役員の見解を得て監督の客観性と有効性を高める。

8. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
- (2) 上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。

9. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。
- (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
- (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各事業部門に危機管理責任者を配置する。

10. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
- (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

11. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
- (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

12. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を含む運営要領を定め、グループ会社を支援・指導する。
- (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。
- (3) 当社及び当社グループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 監査等委員会による監査の実効性確保に関する取組み

- ・監査等委員会の監査業務等を補助するため、社内規程に基づき監査等委員会室を設置し、専属のスタッフを配置しております。また、同規程において、専属のスタッフについて執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けております。
- ・監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な予算を適切に確保するとともに、費用等の支払いを行っております。
- ・常勤の監査等委員からあらかじめ要請を受けた重要会議への出席機会や文書の提供について、適切に対応しているほか、監査等の観点から重要な案件については、常勤の監査等委員又は監査等委員会に対して個別に報告を実施しております。
- ・常勤の監査等委員との間では業務執行部門幹部及び内部監査部門が定期的に情報共有を行っているほか、監査等委員会は、定期的に会計監査人との意見交換を行っております。
- ・内部通報制度により通報を受けた内容等については、その全件について、常勤の監査等委員に対して報告を行っております。また、内部通報者について、通報を理由とした不利益な取扱いを禁ずる旨を明記した社内規程を定め、これを周知・徹底しております。

2. 取締役及び使用人の職務執行における法令等の遵守、意思決定プロセスの適正性確保に関する取組み

- ・コンプライアンスに関する取組みとして、国内外を問わず当社グループの全ての役員・社員を対象とした「三菱重工グループ グローバル行動基準」を制定するとともに、コンプライアンス委員会の定期的な開催、各種社内規程の整備、法令遵守推進教育の実施、各部門の課題を踏まえた内部監査の実施等に努めております。
- ・当事業年度においては取締役会を14回開催し、各議事に対し審議を尽くしているほか、社外取締役と取締役社長のみを構成員とする会合や、社外取締役のみによる会合を開催し、企業統治に関する事項を中心に社外取締役の意見を広く聴取するなど、当社経営の健全性・透

明性を高める取組みを実施しております。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

- ・取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に記録の上、取締役の求めに応じて常時閲覧できるよう管理しております。また、情報漏えいや消失等を防ぐために適切な措置を講じており、定期的に当該措置に係る点検を行っております。

4. 損失の危険の管理に関する取組み

- ・戦略的事業評価制度に基づくポートフォリオマネジメントにより、各事業に見合った経営資源の配分等を行っております。
- ・事業に係るリスク管理を担う専門的組織を新たに設置し、受注商談等に関する入口審議やモニタリングを行うとともに、顕在化した重大リスクを担当し、事案解決のため関係部門と協力して適切に対応を行っております。
- ・事業リスクマネジメントの体制・プロセス等を規定する規則を新たに定め、同規則に基づき事業リスクマネジメント委員会を開催し、事業リスクマネジメントのフレームワークや強化施策の進捗状況等について確認・議論を行っております。

5. 取締役の職務執行における効率性確保に関する取組み

- ・取締役会において全社的な経営方針・経営目標である「2015事業計画」を策定し、取締役社長以下の業務執行体制が当該計画に掲げられた目標の達成に努めるとともに、その進捗状況については定期的に取締役会において報告を行っております。
- ・定款の規定に基づき重要な業務執行の決定の一部を取締役社長に委任するとともに、取締役会で審議すべき事項に関する基準を取締役会規則において定め、取締役の職務執行の効率性・機動性の向上を図っております。

6. 企業集団における業務の適正性確保に関する取組み

- ・グループ会社の管理責任体制等について社内規程を定め、グループ会社における経営上の重要事項について報告を受けております。
- ・前記の「2. 取締役及び使用人の職務執行における法令等の遵守、意思決定プロセスの適正性確保に関する取組み」及び「4. 損失の危険の管理に関する取組み」については、各グループ会社においても概ね同様の内容を実施しております。また、各グループ会社においても内部監査を行い、当社の内部監査部門がその実施状況を確認しております。

以上

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

単位: 百万円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	265,608	203,951	1,173,053	△4,771	1,637,842
当期変動額					
剰余金の配当			△40,291		△40,291
親会社株主に帰属する当期純利益			87,720		87,720
連結範囲の変動			△333		△333
持分法の適用範囲の変動			△5,398		△5,398
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△398			△398
自己株式の取得				△81	△81
自己株式の処分		104		243	348
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△293	41,696	161	41,564
当期末残高	265,608	203,658	1,214,749	△4,609	1,679,407

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	40,108	3,044	17,762	△18,998	41,917	2,616	317,360	1,999,737
当期変動額								
剰余金の配当								△40,291
親会社株主に帰属する当期純利益								87,720
連結範囲の変動								△333
持分法の適用範囲の変動								△5,398
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△398
自己株式の取得								△81
自己株式の処分								348
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	60,491	△1,749	△20,049	22,682	61,374	△80	4,699	65,993
当期変動額合計	60,491	△1,749	△20,049	22,682	61,374	△80	4,699	107,558
当期末残高	100,600	1,294	△2,287	3,683	103,291	2,536	322,059	2,107,295

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書
(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

	単位: 百万円	
	当年度	前年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	169,718	132,682
減価償却費	172,762	158,706
減損損失	-	3,393
のれん償却額	16,568	11,416
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 1,093	△ 7,820
受取利息及び受取配当金	△ 15,437	△ 15,577
支払利息	11,461	13,338
為替差損益(△は益)	△ 8,337	22,856
持分法による投資損益(△は益)	22,845	△ 5,647
投資有価証券売却損益(△は益)	△ 61,047	-
投資有価証券評価損益(△は益)	6,272	-
固定資産売却損益(△は益)	△ 53,861	△ 5,663
固定資産除却損	7,627	12,959
負ののれん発生益	-	△ 6,867
退職給付制度改定益	-	△ 2,208
事業構造改善費用	12,810	47,251
客船事業関連損失引当金繰入額	34,323	103,911
売上債権の増減額(△は増加)	△ 11,002	75,764
たな卸資産及び前渡金の増減額(△は増加)	△ 121,023	△ 116,847
その他の資産の増減額(△は増加)	△ 117,552	△ 202,252
仕入債務の増減額(△は減少)	△ 14,261	△ 3,228
前受金の増減額(△は減少)	39,375	107,093
その他の負債の増減額(△は減少)	52,556	△ 4,214
その他	△ 3	△ 3,765
小計	142,703	315,280
利息及び配当金の受取額	20,270	18,393
利息の支払額	△ 12,185	△ 13,800
法人税等の支払額	△ 54,875	△ 49,870
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,913	270,002
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(△は増加)	2,521	△ 2,180
有形及び無形固定資産の取得による支出	△ 200,185	△ 161,160
有形及び無形固定資産の売却による収入	97,013	12,535
投資有価証券の取得による支出	△ 5,033	△ 13,112
投資有価証券の売却及び償還による収入	17,376	11,055
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	△ 105,425
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	9,574
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	102,436	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△ 849	△ 6,369
事業譲受による支出	-	△ 2,708
貸付けによる支出	△ 10,996	△ 6,240
貸付金の回収による収入	13,868	4,259
その他	△ 7,440	△ 2,706
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,712	△ 262,479
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマースナル・ペーパーの増減額(△は減少)	△ 132,340	20,506
長期借入れによる収入	60,206	44,889
長期借入金の返済による支出	△ 62,804	△ 58,859
社債の発行による収入	30,000	20,000
社債の償還による支出	△ 20,000	-
非支配株主からの払込みによる収入	445	4,144
配当金の支払額	△ 40,283	△ 40,269
非支配株主への配当金の支払額	△ 2,682	△ 10,494
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	0	△ 571
その他	5,381	△ 2,452
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 162,078	△ 23,106
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,060	△ 35,194
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 56,392	△ 50,778
現金及び現金同等物の期首残高	300,267	357,349
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	649
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△ 1,470	△ 6,953
現金及び現金同等物の期末残高	242,404	300,267

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 232 社

主要な連結子会社は、「事業報告」の「三菱重工グループの現況に関する事項 9. 重要な子会社の状況」に記載のとおり。

当連結会計年度から、新規設立により三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社ほか計5社を、株式の取得により1社を連結の範囲に含めている。また、合併による解散によりユニキャリアホールディングス株式会社ほか計8社を、株式売却により菱重プロパティーズ株式会社ほか計4社を、清算により3社を連結の範囲から除外している。

また、連結計算書類における重要性が増した子会社8社を連結の範囲に含め、重要性が低下した子会社5社を連結の範囲から除外している。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

あまがさき健康の森株式会社ほか

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、それら全体の資産、売上高及び利益の規模等からみて、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社で子会社としなかった会社

三菱マヒンドラ農機株式会社

当該会社については、優先株式を含めた出資比率及び株主間協定の内容を踏まえ、持分法適用の関連会社としている。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用した関連会社

新菱冷熱工業株式会社ほか計32社

当連結会計年度から、新規設立により4社を持分法適用の関連会社を含め、重要な影響力の喪失のため三菱自動車工業株式会社を関連会社から除外している。また、株式売却により、1社を持分法適用の関連会社から除外し、菱重プロパティーズ株式会社を連結子会社から持分法適用の関連会社に変更している。

また、連結計算書類における重要性が増した関連会社2社を持分法適用の関連会社に変更している。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社

あまがさき健康の森株式会社ほか

持分法を適用しない関連会社

日輸車輛株式会社ほか

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、持分法の適用による投資勘定の増減額が連結計算書類に及ぼす影響が僅少であるので持分法を適用していない。

3. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品及び製品……主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品……主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品…主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は主として定額法、建物以外は主として定率法を採用している。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

(2) 製品保証引当金

工事引渡後の製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の製品保証費用を見積り、計上している。

(3) 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当連結会計年度末で損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。

なお、受注工事損失引当金の計上対象案件のうち、当連結会計年度末の仕掛品残高が当連結会計年度末の未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

(4) 客船事業関連損失引当金

平成 23 年 11 月に受注したアイダ・クルーズ向け大型クルーズ客船 2 隻建造プロジェクト(以下「客船事業」という。)の損失に備えるため、客船事業に関し翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失の合理的な見積額を引当計上している。

(5) 株式給付関連引当金

役員及び幹部級管理職に対し信託を通じて当社株式を交付する制度により、当連結会計年度末において対象者に付与されている株式交付ポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上している。

(6) PCB 廃棄物処理費用引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。

6. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産(退職給付信託を含む)の額を控除した額を計上している。過去勤務費用は、一括費用処理又はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上することとしている。

7. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当連結会計年度から適用している。

表示方法の変更に関する注記

1. 連結貸借対照表関係

(1)南アフリカプロジェクトに係る資産の表示方法の変更

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」及び「その他」に含めていた「南アフリカプロジェクトに係る資産」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記（当連結会計年度 294,955 百万円）することとした。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

有形固定資産	2,341 百万円
その他	262 百万円
計	2,604 百万円

(2)担保に係る債務

短期借入金	779 百万円
長期借入金	590 百万円
計	1,370 百万円

2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,009,896 百万円
----------------	---------------

3. 保証債務及び手形遡求債務

(1)保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証債務

社員（住宅資金等借入）	19,611 百万円
L&T-MHPS Turbine Generators Private Ltd.	7,841 百万円
L&T-MHPS Boilers Private Ltd.	2,004 百万円
その他	10,239 百万円
計	39,697 百万円

(2)手形遡求債務

受取手形裏書譲渡高	491 百万円
-----------	---------

4. MRJ の納入時期変更に係る偶発債務

当社はMRJ (Mitsubishi Regional Jet) の量産初号機の引き渡し予定について、一部装備品の配置変更等を実施するとともに、電気配線全体を最新の安全性適合基準を満たす設計へ変更するため、平成30年半ばから平成32年半ばに変更することとし、その旨を平成29年1月23日に公表した。その後、納入時期について既存顧客との協議を開始している。

今後、MRJ の納入時期の顧客との協議結果等により追加の負担が発生し、将来の財政状態及び経営成績に影響が生じる可能性がある。

5. 南アフリカプロジェクトに係る資産

当社及び株式会社日立製作所（以下「日立」という。）は、平成26年2月1日（以下「分割効力発生日」という。）に両社の火力発電システムを主体とする事業を、当社の連結子会社である三菱日立パワーシステムズ株式会社（以下「MHPS」という。）に分社型吸収分割により承継させ、事業統合を行った。

上記事業統合の一環として、南アフリカ共和国における日立の連結子会社であるHitachi Power Africa Proprietary Limited（以下「HPA」という。）等が平成19年に受注したMedupi及びKusile両火力発電所向けボイラ建設プロジェクト（以下「南アPJ」という。）に関する資産・負債並びに顧客等との契約上の地位及びこれに基づく権利・義務を、HPAから当社の連結子会社であるMitsubishi Hitachi Power Systems Africa Proprietary Limited（以下「MHPSアフリカ」という。）が譲渡を受けた（以下「南ア資産譲渡」という。）。

南ア資産譲渡に係る契約については、当社は契約締結の時点で既に大きな損失が発生する見込みを認識し、その旨を日立に表明していた。そのため、同契約においては、分割効力発生日より前の事象に起因する偶発債務及び同日時点において既に発生済みの請求権につき日立及びHPAが責任を持ち、分割効力発生日以降の事業遂行につきMHPS及びMHPSアフリカが責任を持つことを前提に、分割効力発生日時点で遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行い、それに基づき最終譲渡価格を決定し、暫定価格との差額を調整する旨を合意している。

その後、当社と日立は、事業統合の精神を尊重しつつ、継続的に議論を重ね、プロジェクト工程と収支見積の精緻化の作業を進めてきた。現時点において、日立との間で南ア資産譲渡の譲渡価格に関する調整は完了していない。一方、南アPJは分割効力発生日時点において既に損失が見込まれたプロジェクトであり、MHPSアフリカは、法的に保証された契約に基づき算定される譲渡価格調整金等を日立またはHPAから受領する権利を有している。また、分割効力発生日直前（平成26年1月31日）のHPAの南ア資産譲渡に係る資産及び負債に含まれる損失見込額と、その時点で既に見込まれていたと当社が考える損失見込額には乖離があり、現時点で同資産及び負債について未合意の状況である。

平成28年3月31日、当社は、日立に対して、当該譲渡価格調整金等の一部として48,200百万南アフリカランド（1ランド=7.87円換算で約3,790億円）をMHPSアフリカに支払うように請求した（以下「前回請求」という）。この前回請求では、当社は、南ア資産譲渡に係る契約に従い日立及びHPAが支払義務を負う金額が48,200百万南アフリカランドを大幅に上回っており、追加で請求する権利を留保する旨を日立に明示的に通知していた。

その後、平成29年1月31日に、当社は日立に対し上記前回請求を含む譲渡価格調整金等として89,700百万南アフリカランド（1ランド=8.51円換算で約7,634億円）を請求した（以下「今回請求」という）。この今回請求では、前回請求の際に当社が留保したとおり、日立及びHPAが支払義務を負う金額が48,200百万南アフリカランドを大幅に上回ることを示すべく、南ア資産譲渡に係る契約に従い、分割効力発生日時点で遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行った。従って、分割効力発生日以降のMHPSアフリカの収支見積に基づく前回請求と今回請求とは性格を異にするものであり、その差額は、分割効力発生日以降の南アPJの収支見通し及び当社の当連結会計年度の連結貸借対照表における流動資産の計上金額に影響を与えるものではない。

本請求は、法的に保証された契約合意に基づく権利の行使であり、当社としては日立との協議を継続しつつ、契約に定められた手続きに従い請求額の回収を進めていく意向である。

なお、当連結会計年度末においては、上述の日立向け請求権のうち2,949億円を「南アフリカプロジェクトに係る資産」に計上している。この金額は、当連結会計年度末において南アPJで既に費消済みの純支出の額にほぼ対応するものであり、上述の前回請求及び今回請求の一部である。

連結損益計算書に関する注記

1. 事業構造改善費用

事業構造改善費用はエネルギー・環境ドメイン、機械・設備システムドメインに係る事業再編関連費用である。

2. 客船事業関連損失引当金繰入額

客船事業については、プロトタイプของ客船建造の困難さが顕在化したことなどにより、大幅なコスト悪化が発生し、平成25年度に64,126百万円、平成26年度に69,534百万円、前連結会計年度に103,911百万円を客船事業関連損失引当金繰入額として特別損失に計上した。

1番船については平成28年3月に客先へ引渡し、当連結会計年度では主に2番船の建造を実施した。2番船の建造においては、工事工程や品質の確保を優先して、一部の内装工事区画において、国内業者から客船建造に熟練した海外業者へ転注するなど、工事体制の強化を目的として工事予算を増額したことや、就航中の1番船で明らかになった不具合の2番船へのフィードバック、更には為替円高影響などを反映し、第2四半期に16,481百万円を特別損失に計上した。

第4四半期においては引渡期日について客先と最終的に合意したことを受けて、予定工程を繰上げ、内装工事及び検査受審、各種機器のコミッショニング、海上公試など引渡しに向けた各種作業を着実に遂行してきたが、新工程確保のため一部ラッシュワークを実施するなど工事予算の超過が見込まれたことや、客先との商務面での最終的な協議の結果、新たな追加負担が生じたことなどを反映して、第4四半期連結会計期間末時点で合理的に見積った追加損失予想額17,842百万円を特別損失として計上した。以上の結果、当連結会計年度において、客船事業関連損失引当金繰入額として特別損失に計上した金額は34,323百万円となる。

なお、当社は客船事業に関し今後発生する損失を、継続的な事業として発生する損失ではないものと位置付け、特別損失に計上している。

一方、1番船において、引渡時点で工事未了であった一部区画の内装工事を欧州までの航海期間に実施するなど、客先引渡後に残工事が発生したが、工事施工業者との工事費精算など残工事対応に係る費用が既に引当計上した金額を超過したため、7,829百万円を客船事業関連損失として営業外費用に計上している。

3. 米国向け原子力関連機器に係る損害賠償金等

平成25年10月16日、当社及びMitsubishi Nuclear Energy Systems, Inc. (以下「当社ら」という。)は、米国Southern California Edison Company及びEdison Material Supply LLC (後に米国San Diego Gas & Electric Company及び米国City of Riversideも参加。) (以下「SCEら」という。)から、米国サンオノフレ原子力発電所向け取替用蒸気発生器供給契約 (以下「本件契約」という。)について、契約の債務不履行に基づく損害賠償の請求を求める仲裁 (以下「本件仲裁」という。)を申し立てられ、平成28年7月15日時点において、本件仲裁に係る請求額は66.67億米ドルとなっていた。

平成29年3月14日、当社らは本件仲裁機関である国際商業会議所 (International Chamber of Commerce、以下「ICC」という。)から仲裁裁定を受領した。本件仲裁裁定においてICCは、当社らのSCEらに対する損害賠償責任を認める一方、その責任は本件契約に定められた責任上限であるとの当社ら主張を認め、当社ら既払い金額及び金利等による調整を行った後の金額として、当社らに1.25億米ドルの支払いを命じた。またSCEらが主張する当社らの詐欺及び重過失などSCEらの主張の大半を棄却したことから、SCEらに当社らの仲裁費用0.58億米ドルの支払いを命じた。

この結果、当連結会計年度の第4四半期において、本件仲裁裁定に基づく損害賠償金等 (当社らがSCEらへ支払い済みの金額を含む) 16,076百万円については臨時・異常なものとして特別損失に計上している。また、不適合機器の補修・取替のために保証工事費用として引当計上していた額10,397百万円は、本件仲裁裁定の結果、当社らにおいて不適合機器の補修・取

替のための保証工事が生じないことが明らかとなったため、当連結会計年度の第4四半期において取崩し売上原価の減額として計上している。

なお、SCEらが当社らに支払いを命じられた当社らの仲裁費用6,558百万円は、当連結会計年度の第4四半期において営業外収益の「米国向け原子力関連機器に係る仲裁費用（受取）」に計上している。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び数

普通株式 3,373,647,813 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株 当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	20,181百万円	6円	平成28年3月31日	平成28年6月24日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	20,181百万円	6円	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(注1) 平成28年6月23日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式付与ESOP信託、役員報酬BIP信託I及びBIP信託IIが保有する当社の株式に対する配当金36百万円が含まれている。

(注2) 平成28年10月31日取締役会の決議による配当金の総額には、株式付与ESOP信託、役員報酬BIP信託I及びBIP信託IIが保有する当社の株式に対する配当金35百万円が含まれている。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株 当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	20,183百万円	利益剰余金	6円	平成29年3月31日	平成29年6月23日

(注1) 平成29年6月22日開催の定時株主総会において、上記のとおり決議を予定している。

(注2) 平成29年6月22日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式付与ESOP信託、役員報酬BIP信託I及びBIP信託IIが保有する当社の株式に対する配当金34百万円が含まれている。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 6,612,000 株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達している。また、資金運用については、短期的な預金等に限定している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行いリスク低減を図っている。また、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対しては、必要に応じて先物為替予約等を利用してヘッジしている。

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

短期借入金、長期借入金及び社債は運転資金及び設備資金に係る資金調達であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。（注 2）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	248,040	248,040	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,180,143	1,180,143	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	411,275	411,148	(127)
(4) 支払手形及び買掛金	(736,502)	(736,502)	—
(5) 電子記録債務	(99,560)	(99,560)	—
(6) 短期借入金	(205,679)	(205,679)	—
(7) 社債	(275,000)	(279,115)	(4,115)
(8) 長期借入金	(444,887)	(461,981)	(17,094)
(9) デリバティブ取引 (*)			
・ヘッジ会計が適用されていないもの	(687)	(687)	—
・ヘッジ会計が適用されているもの	1,188	1,188	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示している。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはその大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなして、当該帳簿価額によ

っている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、市場価格によっている。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7) 社債

社債の時価については、市場価格によっている。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額(*)を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

(*) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記(9)参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(9) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっている。

通貨オプションの時価については、ブラック・ショールズ式によっている。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。（上記(8)参照）

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 170,901 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	530 円 86 銭
1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	26 円 12 銭

企業結合に関する注記

1. 企業結合による暫定的な会計処理の確定

平成 28 年 3 月 31 日に行われたユニキャリアホールディングス株式会社（現 ユニキャリア株式会社）の取得について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていたが、当連結会計年度に取得対価の確定及び取得原価の配分の見直しを行い、会計処理を確定している。

この暫定的な会計処理の確定に伴う当連結会計年度におけるのれんの修正額は次のとおりである。

修正科目	のれんの修正金額
のれん（修正前）	63,147 百万円
商品及び製品	△2,673
仕掛品	△751
原材料及び貯蔵品	△193
リース資産（有形固定資産）	460
無形固定資産	△12,163
投資有価証券	△283
未払金	2,447
繰延税金負債	4,807
非支配株主持分	1,658
修正金額合計	△6,691
のれん（修正後）	56,455

なお、上記の未払金は、取得対価の確定に伴う調整金である。

これらの見直しに伴い、連結株主資本等変動計算書の当期首残高に当該見直しが反映されている。

2. 償却の方法及び償却期間

無形固定資産	主として9年間にわたる均等償却
のれん	10年間にわたる均等償却

その他の注記

単元株式数の変更及び株式の併合

当社は、平成 29 年 3 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、当社定款に定める単元株式数を変更（1,000 株から 100 株に変更）する定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 92 回定時株主総会に株式の併合（10 株を 1 株に併合し、発行可能株式総数を 60 億株から 6 億株に変更）を付議することを決議した。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生じることとしている。

以 上

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

	株主資本											利益 剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金						
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		特定事業再編 投資 損失 準備金	固定資産 圧縮 積立金	特別 償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	その他 利益 剰余金 合計	
当期首残高	265,608	203,536	2,806	206,342	66,363	92,151	44,739	3,023	460,000	19,321	619,235	685,598
当期変動額												
特定事業再編投資損失準備金の取崩						△22,627				22,627		-
固定資産圧縮積立金の積立							34,470			△34,470		-
固定資産圧縮積立金の取崩							△3,305			3,305		-
特別償却準備金の積立								994		△994		-
特別償却準備金の取崩								△1,602		1,602		-
別途積立金の取崩									△50,000	50,000		-
剰余金の配当										△40,363	△40,363	△40,363
当期純損失										△18,656	△18,656	△18,656
自己株式の取得												
自己株式の処分			△78	△78								
会社分割による減少										△209	△209	△209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	△78	△78	-	△22,627	31,164	△607	△50,000	△17,159	△59,229	△59,229
当期末残高	265,608	203,536	2,727	206,263	66,363	69,524	75,903	2,415	410,000	2,161	560,005	626,369

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	△2,969	1,154,580	28,746	763	29,510	2,504	1,186,595
当期変動額							
特定事業再編投資損失準備金の取崩			-				-
固定資産圧縮積立金の積立			-				-
固定資産圧縮積立金の取崩			-				-
特別償却準備金の積立			-				-
特別償却準備金の取崩			-				-
別途積立金の取崩			-				-
剰余金の配当		△40,363					△40,363
当期純損失		△18,656					△18,656
自己株式の取得	△12	△12					△12
自己株式の処分	100	21					21
会社分割による減少		△209					△209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			54,394	△104	54,289	△111	54,178
当期変動額合計	87	△59,220	54,394	△104	54,289	△111	△5,042
当期末残高	△2,882	1,095,359	83,141	658	83,799	2,393	1,181,552

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式(子会社株式及び関連会社株式)・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品及び製品・・・・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品・・・・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、ただし一部新造船建造用の規格鋼材については個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外は定率法を採用している。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

(2) 製品保証引当金

工事引渡後の製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の製品保証費用を見積り、計上している。

(3) 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。

なお、受注工事損失引当金の計上対象案件のうち、当事業年度末の仕掛品残高が当事業年度末の未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

- (4) 客船事業関連損失引当金
平成 23 年 11 月に受注したアイダ・クルーズ向け大型クルーズ客船 2 隻建造プロジェクト(以下「客船事業」という。)の損失に備えるため、客船事業に関し翌事業年度以降に発生が見込まれる損失の合理的な見積額を引当計上している。
- (5) 株式給付関連引当金
役員及び幹部級管理職に対し信託を通じて当社株式を交付する制度により、当事業年度末において対象者に付与されている株式交付ポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上している。
- (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産(退職給付信託を含む)の見込額に基づき計上している。
過去勤務費用は一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。
- (7) PCB 廃棄物処理費用引当金
PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。
- (8) 債務保証損失引当金
関係会社等に対する債務保証等の偶発債務による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上している。
4. 収益及び費用の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。
6. 追加情報
繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当事業年度から適用している。

貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,079,793 百万円

2. 保証債務

金融機関借入金等に対する保証債務

三菱重工航空エンジン(株)	20,000 百万円
社員（住宅資金等借入）	14,852 百万円
三菱重工船舶海洋(株)	13,665 百万円
三菱原子燃料(株)	7,000 百万円
その他	25,761 百万円
計	81,279 百万円

3. MRJ の納入時期変更に係る偶発債務

当社は MRJ (Mitsubishi Regional Jet) の量産初号機の引き渡し予定について、一部装備品の配置変更等を実施するとともに、電気配線全体を最新の安全性適合基準を満たす設計へ変更するため、平成 30 年半ばから平成 32 年半ばに変更することとし、その旨を平成 29 年 1 月 23 日に公表した。その後、納入時期について既存顧客との協議を開始している。

今後、MRJ の納入時期の顧客との協議結果等により追加の負担が発生し、将来の財政状態及び経営成績に影響が生じる可能性がある。

4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	185,383 百万円
長期金銭債権	318,606 百万円
短期金銭債務	386,836 百万円
長期金銭債務	15,678 百万円

5. その他

当社及び株式会社日立製作所（以下「日立」という。）は、平成 26 年 2 月 1 日（以下「分割効力発生日」という。）に両社の火力発電システムを主体とする事業を、当社の連結子会社である三菱日立パワーシステムズ株式会社（以下「MHPS」という。）に分社型吸収分割により承継させ、事業統合を行った。

上記事業統合の一環として、南アフリカ共和国における日立の連結子会社である Hitachi Power Africa Proprietary Limited（以下「HPA」という。）等が平成 19 年に受注した Medupi 及び Kusile 両火力発電所向けボイラ建設プロジェクト（以下「南ア PJ」という。）に関する資産・負債並びに顧客等との契約上の地位及びこれに基づく権利・義務を、HPA から当社の連結子会社である Mitsubishi Hitachi Power Systems Africa Proprietary Limited（以下「MHPS アフリカ」という。）が譲渡を受けた（以下「南ア資産譲渡」という。）。

南ア資産譲渡に係る契約については、当社は契約締結の時点で既に大きな損失が発生する見込みを認識し、その旨を日立に表明していた。そのため、同契約においては、分割効力発生日より前の事象に起因する偶発債務及び同日時点において既に発生済みの請求権につき日立及び HPA が責任を持ち、分割効力発生日以降の事業遂行につき MHPS 及び MHPS アフリカが責任を持つことを前提に、分割効力発生日時点で遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行い、それに基づき最終譲渡価格を決定し、暫定価格との差額を調整する旨を合意している。

その後、当社と日立は、事業統合の精神を尊重しつつ、継続的に議論を重ね、プロジェクト工程と収支見積の精緻化の作業を進めてきた。現時点において、日立との間で南ア資産譲渡の譲渡価格に関する調整は完了していない。一方、南ア PJ は分割効力発生日時点において既に損失が見込

まれたプロジェクトであり、MHPS アフリカは、法的に保証された契約に基づき算定される譲渡価格調整金等を日立または HPA から受領する権利を有している。また、分割効力発生日直前（平成 26 年 1 月 31 日）の HPA の南ア資産譲渡に係る資産及び負債に含まれる損失見込額と、その時点で既に見込まれていたと当社が考える損失見込額には乖離があり、現時点で同資産及び負債について未合意の状況である。

平成 28 年 3 月 31 日、当社は、日立に対して、当該譲渡価格調整金等の一部として 48,200 百万南アフリカランド（1 ランド=7.87 円換算で約 3,790 億円）を MHPS アフリカに支払うように請求した（以下「前回請求」という）。この前回請求では、当社は、南ア資産譲渡に係る契約に従い日立及び HPA が支払義務を負う金額が 48,200 百万南アフリカランドを大幅に上回っており、追加で請求する権利を留保する旨を日立に明示的に通知していた。

その後、平成 29 年 1 月 31 日に、当社は日立に対し上記前回請求を含む譲渡価格調整金等として 89,700 百万南アフリカランド（1 ランド=8.51 円換算で約 7,634 億円）を請求した（以下「今回請求」という）。この今回請求では、前回請求の際に当社が留保したとおり、日立及び HPA が支払義務を負う金額が 48,200 百万南アフリカランドを大幅に上回ることを示すべく、南ア資産譲渡に係る契約に従い、分割効力発生日時点に遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行った。従って、分割効力発生日以降の MHPS アフリカの収支見積に基づく前回請求と今回請求とは性格を異にするものであり、その差額は、分割効力発生日以降の南ア PJ の収支見通しに影響を与えるものではない。

本請求は、法的に保証された契約合意に基づく権利の行使であり、当社としては日立との協議を継続しつつ、契約に定められた手続きに従い請求額の回収を進めていく意向である。

当社は、当事業年度末において、2,300 億円の貸付を MHPS アフリカに対して行っている。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	291,107 百万円
仕入高	288,058 百万円
営業取引以外の取引高	128,186 百万円

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は機械・設備システムドメインに係る事業再編関連費用である。

3. 客船事業関連損失引当金繰入額

客船事業については、プロトタイプの客船建造の困難さが顕在化したことなどにより、大幅なコスト悪化が発生し、平成 25 年度に 64,126 百万円、平成 26 年度に 69,534 百万円、前事業年度に 103,911 百万円を客船事業関連損失引当金繰入額として特別損失に計上した。

1 番船については平成 28 年 3 月に客先へ引渡し、当事業年度では主に 2 番船の建造を実施した。2 番船の建造においては、工事工程や品質の確保を優先して、一部の内装工事区画において、国内業者から客船建造に熟練した海外業者へ転注するなど、工事体制の強化を目的として工事予算を増額したことや、就航中の 1 番船で明らかになった不具合の 2 番船へのフィードバック、更には為替円高影響などを反映し、第 2 四半期に 16,481 百万円を特別損失に計上した。

第 4 四半期においては引渡期日について客先と最終的に合意したことを受けて、予定工程を繰上げ、内装工事及び検査受審、各種機器のコミッションング、海上公試など引渡しに向けた各種作業を着実に遂行してきたが、新工程確保のため一部ラッシュワークを実施するなど工事予算の超過が見込まれたことや、客先との事務面での最終的な協議の結果、新たな追加負担が生じたことなどを反映して、第 4 四半期会計期間末時点で合理的に見積った追加損失

予想額17,842百万円を特別損失として計上した。以上の結果、当事業年度において、客船事業関連損失引当金繰入額として特別損失に計上した金額は34,323百万円となる。

なお、当社は客船事業に関し今後発生する損失を、継続的な事業として発生する損失ではないものと位置付け、特別損失に計上している。

一方、1番船において、引渡時点で工事未了であった一部区画の内装工事を欧州までの航海期間に実施するなど、客先引渡後に残工事が発生したが、工事施工業者との工事費精算など残工事対応に係る費用が既に引当計上した金額を超過したため、7,829百万円を客船事業関連損失として営業外費用に計上している。

4. 米国向け原子力関連機器に係る損害賠償金等

平成25年10月16日、当社及びMitsubishi Nuclear Energy Systems, Inc.（以下「当社ら」という。）は、米国Southern California Edison Company及びEdison Material Supply LLC（後に米国San Diego Gas & Electric Company及び米国City of Riversideも参加。）（以下「SCEら」という。）から、米国サンオノフレ原子力発電所向け取替用蒸気発生器供給契約（以下「本件契約」という。）について、契約の債務不履行に基づく損害賠償の請求を求める仲裁（以下「本件仲裁」という。）を申し立てられ、平成28年7月15日時点において、本件仲裁に係る請求額は66.67億米ドルとなっていた。

平成29年3月14日、当社らは本件仲裁機関である国際商業会議所（International Chamber of Commerce、以下「ICC」という。）から仲裁裁定を受領した。本件仲裁裁定においてICCは、当社らのSCEらに対する損害賠償責任を認める一方、その責任は本件契約に定められた責任上限であるとの当社ら主張を認め、当社ら既払い金額及び金利等による調整を行った後の金額として、当社らに1.25億米ドルの支払いを命じた。またSCEらが主張する当社らの詐欺及び重過失などSCEらの主張の大半を棄却したことから、SCEらに当社らの仲裁費用0.58億米ドルの支払いを命じた。

この結果、当事業年度の第4四半期において、本件仲裁裁定に基づく損害賠償金等（当社らがSCEらへ支払い済みの金額を含む）16,076百万円については臨時・異常なものとして特別損失に計上している。また、不適合機器の補修・取替のために保証工事費用として引当計上していた額10,397百万円は、本件仲裁裁定の結果、当社らにおいて不適合機器の補修・取替のための保証工事が生じないことが明らかとなったため、当事業年度の第4四半期において取崩し売上原価の減額として計上している。

なお、SCEらが当社らに支払いを命じられた当社らの仲裁費用6,558百万円は、当事業年度に発生した仲裁費用と相殺の上、当事業年度の第4四半期において営業外収益の「その他」に計上している。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数

普通株式 9,694,094 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は組織再編等により生じた関係会社株式に対する一時差異であり、繰延税金負債の発生の主な原因は固定資産圧縮積立金である。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残 高
子会社	三菱航空機株式会社	所有 直接 64.6%	MRJの製造 役員の兼任	航空機の製造 請負(注1)	10,405 百万円	売掛金	42,343 百万円
子会社	三菱重工エンジン&ターボ チャージャ株式会社	所有 間接 100.0%	事業譲渡	事業譲渡 (注2) 譲渡資産合計 譲渡負債合計 譲渡対価	119,220 百万円 93,147 百万円 26,073 百万円	— — —	— — —
子会社	三菱重工サーマルシステムズ株式会社	所有 直接 100.0%	事業譲渡 役員の兼任	事業譲渡 (注3) 譲渡資産合計 譲渡負債合計 譲渡対価	47,187 百万円 32,665 百万円 14,522 百万円	— — —	— — —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 類似の取引が無いため、両者の協議に基づき取引条件を決定している。

(注2) 平成28年7月1日に当社のエンジン・ターボチャージャ事業部門を会社分割により三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社に事業移転した。本事業にかかる資産及び負債は、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引にかかる会計処理を適用し分割直前の簿価で譲渡した。

(注3) 平成28年10月1日に当社の冷熱事業部門を会社分割により三菱重工サーマルシステムズ株式会社に事業移転した。本事業にかかる資産及び負債は、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引にかかる会計処理を適用し分割直前の簿価で譲渡した。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	351 円 13 銭
1 株当たり当期純損失	5 円 56 銭

その他の注記

単元株式数の変更及び株式の併合

当社は、平成 29 年 3 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、当社定款に定める単元株式数を変更（1,000 株から 100 株に変更）する定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 92 回定時株主総会に株式の併合（10 株を 1 株に併合し、発行可能株式総数を 60 億株から 6 億株に変更）を付議することを決議した。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生じることとしている。

以 上